

厚生労働省山口労働局発表
令和4年10月14日(金)

担 当	厚生労働省山口労働局労働基準部賃金室
	室長 上田 竜夫
	室長補佐 大塚 智
	電話 083-995-0372

報道関係者各位

山口県特定(産業別)最低賃金の引上げを答申

- 特定最低賃金(4業種)の時間額を20円~32円引上げ —
鉄鋼は時間額で1,000円を上回る金額に

山口地方最低賃金審議会(会長 濱島清史)は、山口労働局長(名田 裕)に対し、山口県特定最低賃金の4業種(鉄鋼、電気、輸送、百貨店)を下記のとおり改正する旨の答申を行いました。

本年7月29日、山口労働局長から山口地方最低賃金審議会に対して行われた諮問を受け、同審議会は最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ね、10月7日から同月13日までに、現行の特定最低賃金(4業種)の時間額を、それぞれ改正することが適当である旨の答申を行いました。(答申時間額等は下記のとおり。)

山口労働局長は、この答申を受けて、異議申出に関する手続を経て、山口県特定最低賃金を改正決定することになります。改正額の効力発生日は、いずれの業種も現時点では、令和4年12月15日となる予定です。

記

山口県特定最低賃金(4業種)	現行時間額	答申時間額(引上げ額)	引上率	効力発生日
山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金	995円	1,024円 (29円)	2.9%	令和4年 12月15日
山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	921円	948円 (27円)	2.9%	
山口県輸送用機械器具製造業最低賃金	965円	985円 (20円)	2.1%	
山口県百貨店、総合スーパー最低賃金	875円	907円 (32円)	3.7%	
(参考)山口県最低賃金	888円	—	—	令和4年 10月13日 発効済み